



今年の7月は異常な暑さでした。関東・中部では平均気温が観測史上1位の記録を軒並み更新したそうです。異常な暑さが続いた16~22日だけで熱中症で搬送された人が2万人を超え、65人が死亡しました。8月も暑さが続く予報がでていますので、熱中症には十分に気を付けましょう。予防法はこまめな水分補給、適度な塩分摂取、十分な睡眠、バランスのよい食事です。暑い日はエアコンに頼り、また体調に不安がある日は外出を控える等、むやみに我慢しないことが大切です！！

～ Q&A ちょっとした疑問を解決！ ～

Q1. 慰安旅行に社員の3分の1が参加します。会社が負担する旅費は損金になりますか？

A. 残念ながら損金になりません。

社員旅行の費用が損金になるには下記要件を満たす必要があります。

- ・**全社員に参加を呼びかけ、社員の過半数が参加している**
- ・**旅行期間が4泊5日以内である（海外旅行の場合、現地での滞在が4泊5日以内）**
- ・**旅行の内容が社会通念上一般的である（目安として一人当たり10万円以内の旅費）**

これらの要件を満たせば、「福利厚生費」として旅費が全額損金になり、満たさない場合は社員や役員への給与（報酬）となってしまいます。

役員への支払分は損金不算入となり会社の所得が増え、さらに社員や役員は追加で所得税が課せられますので、社員旅行の計画は慎重に行いましょう。

Q2. 社員へ自社商品を半額で提供しました。税務上問題はあるでしょうか？

A. 社員に自社商品を無料もしくは安価で提供すると、税務上では現物給与の支払いとみなされ、給与課税の対象となります。

安価かどうかの境界線は通常の販売価格の「7割」で、それ以上のお金を受け取ってれば給与課税されません。ただし、商品の提供が一部の社員に限られていたり、一般の消費者が通常使う量と比べて多すぎると税務署に判断されると、給与課税されます。

これらを踏まえて、社員への割引販売のルールを決めるようにしましょう。

Q3. 自営業の父が他界しました。相続税の申告以外にどのような税務手続きが必要になりますか？

A. 死亡から4カ月以内に、被相続人の確定申告を相続人が代わりに行う必要があります。

通常の確定申告は1年間の所得と税額を計算し、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告しますが、死亡した人の確定申告（準確定申告）は1月1日から死亡日までの所得金額と税額を計算し、相続人が死亡を知った翌日から4カ月以内に申告と納税をする必要があります。

Q4. 来年から海外出張時に支払う「国際観光旅客税」、仕訳はどうすればいい？

A. 会社負担分は「旅費交通費」に計上して損金の額に算入します。

国際観光旅客税は来年1月7日から課税される新税で、国籍を問わず日本から出国する人を対象に一律千円が課税されます。

新税が始まる1月7日以前にチケットを購入すれば、それ以降の出国でも課税されません。

【スポーツチームだけの税制優遇】

サッカースペイン代表のイニエスタ選手がJリーグのチーム「ヴィッセル神戸」へ加入することが決まり、その年俸が推定 32.5 億円だということで大きな話題となりました。

クラブオーナーである三木谷浩史楽天社長の熱意によるものだそうです。

ヴィッセル神戸は昨年、元ドイツ代表のポドルスキ選手も年俸 10 億円で獲得していますので来年度の人件費は総額 60 億円オーバーとなる見通しです。

よほど経営が好調なクラブなのかと思いきや 2017 年度の決算では 1 億 5500 万円の赤字となっています。



どうやって高額な年俸を工面するのでしょうか? 答えはスポーツチームのみに許された税制優遇にあります。

Jリーグのチームは、スポンサーである親会社がどれだけチームの損失を補てんしても、全額が「広告宣伝費」として損金算入して良いことになっているのです。

つまりイニエスタ選手の年俸 32.5 億円は、実質的には親会社である楽天が出すこととなりますが、その額は子会社への寄付等ではなく、楽天の広告の為の正当な出費と認められるのです。

同様の規定はプロ野球にもあります。

はたしてイニエスタ獲得の宣伝効果はいかほどのものなのか…今後の活躍から目が離せません。

✪収入印紙の形式変更✪

平成30年7月1日から、200円以上の収入印紙の形式が、偽造防止強化を目的に変更されました。

全ての券に紫外線ランプによって発行する特殊なインキが使用されているほか、券種により様々な偽造防止加工が施されています。

例えば、200円券には見る角度によって光沢模様が現れる加工と、特殊レンズを使うと「200」の文字が現れる加工が施されています。

ちなみに形式変更後も、変更前の収入印紙は使用可能です。



✪スタッフブログ✪

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
< http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

✪血液型編✪

A型	B型	O型	AB型
積極的にコミュニケーションをとり、職場の雰囲気盛り上げてみて。頑張る姿が周囲を盛り立てます。	うまくいわずにイライラしてしまいがち。部分的なことに執着せずに全体を見渡して。落とし穴があるはず。	仕事の楽しさを見いだせるとき。専門性を高める勉強をしてスキルアップをはかるとよいでしょう。	仕事で行き詰まることもあるかも。普段がデスクワークなら、海や川など水辺に出かけて気分転換を!



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。